

特定労務管理対象機関 (特例B、連携B) の指定に向けたスケジュール

	令和4年度								令和5年度												令和6年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
1 各医療機関	宿日直許可申請・許可取得、労働時間短縮(タスクシフト・シェア等)の取組																					上限規制開始	
2 医療機関勤務環境評価センター (日本医師会)				受付開始/10.31~																			
				想定審査期間 6~7ヶ月																			
3 島根県				医療機関へ特例指定の 手続に関して通知			対象機関と事前調整																
4 島根県勤務環境改善支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に対するアンケート調査、ヒアリング 地域医療介護総合確保基金事業による支援 医師労働時間短縮計画に関する事前相談 労務管理アドバイザーによる支援 																						
5 島根県医療審議会				意見聴取方法等説明			(追加説明 3.10)																
6 島根県地域医療支援会議				12.23																			
										① 医師労働時間短縮計画の策定 → ② 評価センター 受審 (審査期間を6~7ヶ月と想定) → ③ 県へ申請 → ④ 申請書 受理・確認 → ⑤ 特例指定 → ⑥ 36協定締結 → ⑦ 指定の公表 (県HP)													